参考資料２

新潟県食品ロス削減推進協議会設置要綱

（設置及び目的）

第１条　食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品）の削減に向けて、事業者や消費者、行政等が連携を図り、施策を総合的・効果的に推進するため、新潟県食品ロス削減推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。

(2) 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。

(3) 食品ロス削減に向けた普及啓発に関すること。

(4) 新潟県食品ロス削減推進計画の協議に関すること。

(5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　学識経験者、関係団体代表者、関係行政機関職員等のうちから環境局長が依頼する。

２　委員の任期は、原則として２年とし、再任することができるものとする。

３　委員が欠けた場合には、新たな委員を選任できるものとし、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　会長は、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　委員は、会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

３　会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴取することができる。

（事務局）

第６条　協議会の庶務は、環境局資源循環推進課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和３年６月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。